

I 特別会計に関する情報

○自動車安全特別会計の目的

自動車安全特別会計は、「自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に関する政府の経理を明確にする」ことを設置の目的としており、自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定に区分しております。

また、設置目的とは別に、経過措置として、空港整備事業等に関する経理を行う勘定として空港整備勘定に区分しております。

○自動車安全特別会計において経理される事務及び事業の内容並びに経理方法の概要

①自動車事故対策勘定

自動車事故対策事業に係る歳入歳出を経理しています。

具体的には、自賠責保険料の一部に含まれる賦課金等を財源として、無保険車やひき逃げ事故により自賠責保険の救済を受けることができない被害者を救済するため、政府が被害者に保障金を支払い損害をてん補する自動車損害賠償保障事業等に必要な経費の支出を実施しています。

また、同賦課金及び政府再保険制度廃止以前に自動車損害賠償責任保険の再保険料等から生じた累積運用益の積立金等を財源として、自動車事故による重度後遺障害者等の被害者救済及び事故発生防止を図る被害者保護増進等事業等に必要な経費の支出を実施しています。

(注) 同勘定においては、経過措置として、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険料等の積立金等を財源として、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険金等の支払い等に必要な経費の支出を実施しています。

②自動車検査登録勘定

自動車検査登録業務に係る歳入歳出を経理しています。

具体的には、自動車ユーザー等からの検査・登録手数料等を財源として、自動車の安全確保・環境保全対策等に必要な経費の支出を実施しています。

③空港整備勘定

国が行う空港整備事業や地方公共団体等が行う空港施設の設備に要する費用に対する補助金の交付等に係る歳入歳出について、受益と負担の関係を明確にしつつ区分経理しています。

具体的には、空港使用料収入及び一般会計（航空機燃料税収入の空港整備事業に要する経費の財源に相当する額）からの繰入金等を財源として、東京国際空港（羽田）を中心とした空港整備事業、空港周辺における騒音対策等の環境対策事業、航空管制施設等の新設・改良工事の航空路整備事業、空港等の維持運営等を実施しています。